



インスピレーションになる

- 《第2530地区活動目標》
1. 会員風俗の維持と強化
 2. POLの推進への取り組みと支援
 3. TAKE ACTION
みんなで行動を起こしましょう
 4. RI戦略計画と中核的価値観の理解と実践
 5. 公共イメージの向上
 6. 全クラブでロータリー賞に挑戦しよう
 7. 研修制度の充実
 8. ロータリー財団への理解と活用
 9. 米山記念奨学会への協力

WEEKLY REPORT OF IIZAKA ROTARY CLUB, DIST. 2530 広報委員会作成

飯坂ロータリークラブ 週報

創立 昭和33年(1958)5月5日
 ガバナー 平井義郎
 ガバナー補佐 渡邊武
 会長 吾妻一夫
 幹事 村上裕司

九月は基本的教育と識字率向上月間

2018~2019年度 ◆ 例会日/木曜日12:30 ◆ 例会場/かむろみの郷 穴原温泉 **ほのこころ** 吉川屋
 RI会長 **バリー・ラシン**
 事務局/〒960-0282 福島市飯坂町湯野字新湯6 (吉川屋内) ☎(024)542-2226 Fax(024)542-3604
 イーストナッソー・ロータリークラブ(バハマ)

9月は特別月間:ロータリーの友月間

通算

第11回 [2932] 例会報告

平成30年(2018)9月20日(木)

出席委員会報告

会員総数	37名
出席会員	23名
欠席会員	14名
出席率	62.16%

言行はこれに照らしてから

四つのテスト

1. 真実 か どうか
2. みんなに 公平か
3. 好意と 友情を 深めるか
4. みんなの為になるかどうか

◆開会点鐘 吾妻一夫 会長

◆ロータリーソング [それでこそロータリー] 小笠原尚史 会員

◆四つのテストの唱和 諸根敏之 職業奉仕副委員長

◆お客様紹介 2018(平成30年)学年ロータリー米山記念奨学生 **レー クエン ダットさん**

【9月の奥様お誕生日】…♪♪♪ おめでとうございます。♪♪♪ 9月23日 鈴木ヨリ子様(義明会員)

lunch time

◆会長あいさつ



今日は、うちで実際にクレームがあったお話をご紹介します。今、梨の「あきずき」と「南水」、ブドウの「巨峰」と「シャインマスカット」の販売をしております。その中で16日の日にご購入されたお客様からお電話があり、私に対応いたしました。そのお客様が着いたブドウは一週間も仏様に上げたような物を送ってよこしたと言うわけです。うちはがっちりとしたブドウばかりで振っても実が落ちないくらいなのですが、お客様にそう言われてはどうしようもありません。「わかりました。代替えで送らせていただきます」と言うのと「何ももらいたくて言っているのではない」とこうなったのです。「ではどうしたら良いでしょうか」と尋ねると「俺は言うだけなんだ。そういうのが無いように気を付けてもらいたい」とおっしゃるので「原因は色々考えられます。配送の方で高い所から落としたらそういう事もあります。うちも気を付けます」とお話しして、その日のうちにブドウを発送したら、打って変わって「まさしく素晴らしいブドウを送ってくれておがとう」とこういうわけです。多分、原因は発送の時に落とされ実もバラバラになったのではないかと、お客様は分からない事なのではないかとは思いますが、胸を撫で下して最後は円満解決になりました。最後に理事会のご報告を簡単にいたします。プログラムについて、10月11日は振替の休会、18日消防署長さんのスピーチ、25日安齋忠作会員のスピーチです。お祭りですが、4日にすす払いを喜市郎さん宅で行いますので、ジャンパー着用の上、ご協力宜しく願います。また、祭り翌日も後片付けがありますので、こちらの方にもご協力宜しく願います。

奨学金の贈呈

【米山奨学生レークエンダットさん】 皆さん、こんにちは。今月初めに米山奨学生たちと学友会、ロータリアンと一緒に研修旅行に行ってきました。まず、色々な皆さんと過ごして、色々な経験や思い出を作ることができました。バスに乗る前に、あまり知らない人と旅行をすることが無かったのですが、バスで色々な所の紹介があったり、皆さんの自己紹介があったりして優しい人たちだなと感じました。一番印象に残ったのは沼津の米山梅吉記念館です。米山梅吉さんの学生時代をお聞きして感動しました。私にとって身体的には疲れましたが、精神的には大満足でした。



◆幹事報告 村上裕司 幹事

- A. 来 信 ①ガバナー 平井義郎 氏より「2018-19年度米山奨学生による体験発表会の案内」
 と き、10月21日(日)発表会 13:30~15:00 交流会 15:45~17:00
 と ころ、国際看護医療福祉大学
- B. メーキャップ報告
 9/15 地区青少年奉仕委員会 吾妻一夫、村上裕司、佐藤喜市郎、大内勝行 各会員

◆地区青少年奉仕委員会の報告 大内勝行 委員長

今回の委員会では、インターアクトとローターアクト、ライラについて説明があり、ロータリーの活動を通して青少年がリーダーシップと奉仕の精神を伴い、人間としての成長をサポートする事を話して参りました。平成31年3月2日に、ライラ研修会が郡山で開催されます。飯坂ロータリークラブからも35歳以下の青少年の推薦を皆様にお願いたします。私が感じたのは委員長というのは、一年ごとの交換だと分からない事が多々ありますので、これから数年単位でやらないと分からないうちに終わってしまうのではないかと思います。また、委員はある程度持続して参加することで色々な委員会が盛り上がっていくのではないかとこの感想を持ちました。



委員長として初めて地区の会議に出席、問題点をとらえた感想を述べる大内新青少年奉仕委員長

◆スマイリングBOX 千葉政行 委員 【合計3-27】

吾妻 一夫	H	H	西山さん、スピーチ宜しくお願ひ致します。
村上 裕司	S	S	西山会員のスピーチ楽しみにしています。よろしくお願ひします。
安斎 忠作	S	S	西山さんのスピーチ楽しみにしています。
佐藤 喜市郎	S	S	西山さんの新会員スピーチ楽しみにしています。
佐藤 真也	S	S	西山会員の初スピーチ楽しみにしております。純米吟醸摺上川のひやおろし絶賛発売中です！皆さん、いっぱい買っていっぱい飲んで下さい！！
紺野 容樹	S	S	西山さんのスピーチ楽しみにしていました。
西山 友幸	S	S	本日SPします。宜しくお願ひします。
村田 安啓	T	I	前回欠席おわび
千葉 政行	I	I	・前回欠席おわび ・西山さんのスピーチ楽しみにしています。
松崎 義将	I	I	西山さんのスピーチ楽しみにしております。



スマイリングの報告をする千葉委員

◆新会員スピーチ 西山友幸 会員



始めに、スピーチの席を用意してくれました吾妻会長、会員の皆様に御礼を申し上げます。ありがとうございます。改めまして、今年の春から皆さんのお仲間に入れていただきました西山です。私は生まれも育ちも飯坂です。仕事は有限会社エバークリーン21という法人で宅地建物取引業、俗にいう不動産業をしております。今日は会長のご承諾をいただきまして、皆さんの所に私の名刺を置かせていただきました。不動産業の方と名刺を交換する時の有意点などお話ししたいと思います。名刺をご覧ください。左上に「福島県知事(3)第2663号」とあります。これは弊社の県からの許可番号になっております。開業の書類を県に提出しますと「福島県知事(1)第2663号」と返ってきました。免許ですので更新時期

が5年です。申請再交付となるとカッコの数字が上がっていきます。つまり(1)というのは、開業してから1年目から5年目となります。県は許可を出した業者に対して法律を遵守するように指導勧告をして、それでも法律に違反した業者に関しては、行政処分を科す権限を持っております。行政処分というのは、一カ月の業務停止命令とか三カ月の業務停止命令とか、停止命令の期間中は業務に関わる事は一切できません。また、一番重い権限としては免許取消命令があります。まれに県知事の許可が無い不動産業者もいます。俗に“ブローカー”と呼ばれる人で、法律的な制約を全く受けませんので、あまりお友達にはならない方が良いのではないかと思います。また、例えば宮城県仙台市に本社があり福島市に支店がある場合、業者は県知事ではなく国土交通大臣の許可となります。

不動産業はまずお客様の話をじっくり聞く事から始まります。その中で、この頃感じる事は相続に関わる事が多くなってきています。そこで今日は相続に関わる相続税やその節税策などをお話いたします。想像して下さい。XさんとYさんの夫婦と子供が3人おります。3人ともに既婚者です。仕事はXさんがZ株式会社の社長で勇退後長男が跡を継いでいます。Xさんが亡くなり相続が発生したところから始まります。昔は家族相続という制度があり家業を継いだ者がほとんどを継いでいましたが、戦後日本国憲法が公布され、諸々の法律が改正され、相続税法は嫁に行った長女も、家を継いだ長男も、サラリーマンをやっている次男も同じ立場同じ権利となりました。Xさんの資産が土地、建物、債券、証券、株券、書画、骨董、金の延べ棒、現金で、さあ分けましようとなった時に分けられるのは現金だけです。遺産分割協議書を作り、法定相続人4人、妻と子供3人が連名で住所名前を書いて実印を押して印鑑証明書を添付します。また、遺産の争いを避けるために遺言書を作成しておくということがあります。遺言書には自筆証書遺言書と公正証書遺言書があります。土地や建物の所有になった相続人は速やかに前の所有者Xから名義を変更して下さい。これは相続登記と言いまして、不動産所得税が非課税になります。

今度は相続税についてお話いたします。相続税とは、ある一定の資産を持って亡くなった人のその資産を相続した人が払うべき所得税の一種の税金です。ある一定の資産の金額はいくらなのか。基礎控除が5千万円、相続人一人1千万円が控除になります。ただ、日本で実際に相続税を払わなくてはならない人は数%だそうです。国としても税収が上がりませんので控除額を下げました。3年前から基礎控除が3千万円になり、相続人一人600万円になりました。私を含め庶民はある程度自己防衛をしなくてはなりません。法律に則った節税策をお話いたします。余剰している土地は売ってしまい現金化するという事です。例えば、Xさんの土地があつて2千万円で売ったとします。所有権手続きをして買主Aさんになりました。そうすると、その日から3年以内に相続が発生した場合は、その2千万円はXさんの相続税計算にプラスになります。また、贈与税を有効に活用して下さい。贈与税は生きている人が自分の意志で子供などに与えるという事です。一年間で控除は110万円です。ただ、注意することは一年間で110万円ずつ10年間贈与をしていた人が税務署から言われまして「それは最初から110万円のお金を贈与するための方法だろう。それは贈与税法違反になる」ということで、10年間の1100万円に対して贈与税の納税をするように言われたそうです。ではどうしたらいいのか。金額を変えます。例えば3年一度110万円を贈与する。数年に1回少額の贈与税を納めれば問題にはならないと思います。また、例えばXさんの土地は土地も建物もXさんの名義です。建物の部分は居住用財産と言いますが、その部分だけを自分の妻の名前して贈与します。婚姻関係が20年以上の場合、一生に1回だけ2千万円を上限にして贈与税は非課税になります。土地はXで建物はYになります。建物の部分だけは資産が減ったということになります。遊んでいる土地にアパートや貸事務所(収益物件)を建てた場合、7千万円の融資を銀行に申し込んでアパートを建てた。賃料をもらって一部を銀行に返済するという運用の仕方をやっていた。2千万円分を返した時にXさんが亡くなった場合は銀行に残り5千万円があります。5千万円はXさんのマイナスの相続分と見なします。それが節約になります。また、農地については届出を出せば相続税の猶予を受けられる場合もあります。これは制約もあり、20年間農地として使わなくてはならないという決まりがあります。節税策で相続人の数を増やすこともあります。養子縁組をして相続人にします。一番身近にいる他人(長男の嫁)を養子縁組にして相続人を増やします。嫁は実家の方の権利は消えません。そのように控除額を増やす方法もあります。ご清聴ありがとうございました。

◆閉会点鐘 会長